

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和6年度第1回津市介護保険事業等検討委員会
2 開催日時	令和6年5月30日（木） 午後2時から午後3時まで
3 開催場所	津市役所本庁舎 4階庁議室
4 出席した者の氏名	（津市介護保険事業等検討委員会委員） 石川博之、今井和美、小出奏穂、佐藤吉男、高林光暁、武田誠一、永田博一、濱野章、林幹也、古川和也、堀川正代、横山立夫、渡部泰和 （事務局） 健康福祉部長 坂倉誠 健康福祉部次長 松田孝行 介護保険課長 永合由典 高齢福祉課長 長谷川義記 地域包括ケア推進室長 新なおみ 高齢福祉課調整・高齢福祉担当主幹 橋爪秀典 地域包括ケア推進室地域包括ケア推進担当主幹（兼） 地域包括支援センター 前山広重 介護保険課調整・介護保険担当主幹 鈴木弘一 介護保険課介護保険担当主幹 土田仁美
5 内容	(1) 地域密着型サービス事業者の公募について (2) 地域包括支援センターの人員及び運営の見直しについて (3) 地域包括支援センターの事業評価について (4) その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	健康福祉部介護保険課介護保険担当 電話番号 059-229-3149 E-mail 229-3149@city.tsu.lg.jp

議事の内容 下記のとおり

事務局（土田） それでは、定刻となりましたので、ただ今から令和6年度第1回津市介護保険事業等検討委員会を開催させていただきます。

委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

議事に入るまで進行役を務めさせていただきます介護保険課の土田でございます。よろしくお願いいたします。

なお、本日の委員の皆様の席順につきましては、50音順とさせていただきます。ご了承ください。

続きまして本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

被保険者代表 伊藤委員、久居一志地区医師会 奥田委員、津薬剤師会 寺田委員、被保険者代表 別所委員がご都合により欠席との連絡をいただいております。

このため、委員17名のうち出席委員13名であり、津市介護保険事業等検討委員会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、本委員会が成立していることをご報告申し上げます。

なお、当委員会につきましては、津市情報公開条例第23条の規定に基づき公開とし、会議の内容につきましては録音させていただくとともに、会議の議事録は津市のホームページ上で公開させていただきますのでよろしくお願いします。

次に、本市の人事異動に伴い、事務局に異動がございましたので、紹介させていただきます。

【事務局紹介】

それでは、ここで本日の資料を確認させていただきます。本日の資料といたしまして、事項書、検討委員会委員名簿、資料1-1から1-3、資料2、資料3、「第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」の本冊と概要版、それと、この事業計画作成のためのアンケート結果をまとめました「津市高齢者介護に関する調査結果一覧」になります。不足等ございましたらお申出ください。

それでは、津市介護保険事業等検討委員会設置要綱第6条により、委員長が議長を務めていただくよう規定しておりますことから、ここからは、渡部委員長に議事の進行をお願いしたいと思います。渡部委員長、よろしくお願いいたします。

渡部委員長 それでは、議事に入りたいと思います。進行にご協力をお願いします。

まず、事項1としまして「地域密着型サービス事業者の公募について」事務局の説明を求めます。

事務局（永合） 地域密着型サービス事業者の公募について、ご説明いたします。

お手元の「第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」の59ページをお願いします。

地域密着型サービスは、介護が必要になっても、住み慣れた地域で生活が続けられるように地域の特性に応じた柔軟な体制で提供される、津市が指定している介護保険サービスです。

地域密着型サービスですが、ここに記載のとおり9種類のサービスがありまして、今後の整備の方針としましては、「今後の方針」の欄に記載がありますとおり、基本的には、前回の計画に引き続き、地域のニーズや事業者の動向を見ながら、未整備圏域を中心に今後の整備について検討していくこととしています。

今回の公募については、この中の4種類のサービスについて、新規の事業所を募集しようとするものです。

それでは、公募の内容ですが、資料1-1の「津市地域密着型サービス事業者募集要領」をお願いします。公募の内容につきまして、1ページ（2）の「募集を行うサービスの種類及び整備数」をご覧ください。合わせて、資料1-2の【整備済圏域一覧】もご覧ください。こちらは、既に整備済みの4種類のサービスにつきまして、【日常生活圏域図】にサービス種類ごとに記号で示したものとなります。前計画に引き続きこちらの4種類のサービスについて、整備を進めようとするものでございます。

続きまして、各サービスについて概要を説明させていただきます。合わせて、資料1-3「公募を行う地域密着型サービスの概

要」もご覧ください。

戻りまして、資料 1－1、1 ページの①定期巡回・随時対応型訪問介護看護ですが、津市には現在 2 か所のサービス事業所があります。このサービスは、ホームヘルパーなどによる定期的な巡回訪問や、利用者から随時連絡を受けての訪問により、介護やその他の日常生活上の世話をを行うことや、看護師等が療養上の世話等を行い心身機能の維持回復を図るサービスで、訪問介護と訪問看護を合わせたようなサービスです。整備数につきましては、前計画に引き続き、今年度も 1 か所の募集を行います。右側の募集する圏域につきましては、2 ページにあります日常生活圏域図から、すでに整備済みの橋南と一志圏域を除いた未整備の圏域での募集になります。

次に②認知症対応型通所介護ですが、こちらは津市には現在 7 か所のサービス事業所がございます。この認知症対応型通所介護は、認知症の症状がある方に対して、能力に応じ自立した日常生活ができるように事業所に通っていただき、日常生活の世話や生活機能の訓練を行うサービスです。このサービスの事業形態として、独立した施設で事業を行う単独型と、特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において事業を行う併設型、それとグループホームなどの居間や食堂を利用して事業を行う共用型があります。このサービスは、制度上は公募する必要はございませんが、認知症高齢者の増加が見込まれることから、整備について、県の補助金が活用できる「単独型」をこちらは圏域を問わず、1 か所募集します。

次に③小規模多機能型居宅介護ですが、津市には現在 8 か所のサービス事業所があります。この小規模多機能型居宅介護は、「通所介護（デイサービス）」と「訪問介護」、「ショートステイ」の三つのサービスを一つの事業所で組み合わせて受けることができるサービスです。利用者は利用登録をした事業所で「通い」を中心に、随時「訪問」や「泊まり」のサービスを生活に合わせて利用することができます。募集といたしましては、未整備地域である久居、河芸、美里及び香良洲の 4 地域を優先としつつ、未整備圏域を対象に、2 か所募集します。

最後に、④看護小規模多機能型居宅介護ですが、津市には現在2か所のサービス事業所があります。このサービスは、先ほどの小規模多機能型居宅介護に訪問看護機能を追加したもので、介護と看護の一体的なサービスを受けることができることから、医療依存度の高い方などにサービスを行います。募集については、整備済みの西橋内、一志地域を除く圏域で、1か所募集します。

続きまして、2ページ下段から3ページにかけては応募資格について、3ページ下段には応募の無効について、4ページ上段には選定後の補助金の財政的支援について、4ページ中段からは応募方法や選定方法等を記載しております。個々の説明につきましては割愛させていただきます。

最後に、公募のスケジュールですが、8月16日号の「広報津」と津市のホームページに募集案内を登載し、9月5日から10月4日までの30日間、応募を受け付けます。その後、応募のあった事業者から、この事業等検討委員会で、委員の皆様と質疑応答を行った後、津市の方で事業者を選定します。選定後につきましては、津市から介護保険事業者の指定を行った後、令和7年4月1日（来年）から令和8年4月1日までに事業を開始することになります。

以上で説明を終わらせていただきます。

渡部委員長

ありがとうございました。地域密着型サービスの公募をするということですね。それでは、委員の皆様、ただ今の説明に関して、ご意見、ご質問がありましたら発言をお願いします。

横山委員

小規模多機能型居宅介護について、地域別のニーズの偏在があって、津市の中心部分ではそんなに多くはニーズがないのではないかという意見がかつてあったように思いますが、今回公募をしようとする地域の中ではどうなのでしょう。そこらへんのニーズを聞いてみえるのかどうかを教えてほしいと思います。

事務局（永合）

ニーズというところでありまして、まずひとつとしましては、今回計画を策定するのに当たり、本日お配りしたばかりとなりま

す「津市高齢者介護に関する調査結果一覧」において、こちらのアンケート調査の結果というところで、津市のケアマネジャーさんにアンケートを取らせていただいております。冊子の８８ページをご覧ください。こちらの方で各サービスにつきまして、充足感・不足感というところについてアンケート調査を行いました。例えば小規模多機能型居宅介護としては、⑭のところとなりますが、こういったアンケート調査の結果の不足感等を見ながら、今回必要性があるのではないかと判断し、公募をさせていただくということで考えております。

地域につきましては、基本的に中心部は他のサービスがあるということで、そちらの方で賄えるのではないかとということから、優先度合いとしては、先ほど説明いたしましたとおり、津市の中心部以外のところの未整備圏域をまず優先して選定したいというふうに考えております。優先順位としてはまず旧津市地域以外のところ、応募がなければ旧津市地域で応募があったところと、そういった順番で考えております。

渡部委員長

ありがとうございました。アンケート調査に基づいて、ニーズを見出して募集をしているということですね。未整備圏域、豊里とか河芸とかですね。それと美里地域などですね。こちらの地域に募集をしたいということですね。

よろしいでしょうか。

横山委員

はい。

渡部委員長

他にどなたかご質問ありますか。

質問もないようですので、ありがとうございました。続きまして、事項２「地域包括支援センターの人員及び運営の見直しについて」事務局の説明を求めます。

事務局（前山）

地域包括支援センターの人員及び運営の見直しについて、説明します。資料２をご覧ください。

まず１の経緯について説明します。

地域包括支援センターで配置が義務付けられています三職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）の配置基準は、介護保険法施行規則第140条の66において定められており、本市の条例「津市地域包括支援センターの人員及び運営基準に関する条例」は施行規則を基準とし、定めています。

令和6年4月1日施行で介護保険法施行規則第140条の66が改正されたことに伴い、本市の条例の改正を行います。市の条例改正は、1年間は経過措置が設けられていますので本年の9月議会において条例改正を行い、令和7年4月1日施行予定と考えています。

では、2の改正のポイントについて説明します。ポイントは2点ございます。

一つ目は三職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）について、センターの状況により常勤換算を配置可能とする。

二つ目は複数の地域包括支援センター圏域において、職員の柔軟な配置を可能とする。この2点です。イメージ図を国の資料を元に作成しましたので、まず次のページの別紙1をご覧ください。

三職種について、常勤換算による配置を可能とするのですが、改正前は、三職種は常勤かつ専従でそれぞれ1名の配置が義務付けられていましたが、改正後は、地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者（65歳以上の高齢者）の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認められるときは、常勤換算方法による配置を可能とするというものです。下の図ですと、例えば改正後の社会福祉士は週5日勤務を2名で2.5日ずつ、0.5名配置といった形でセンターの状況により地域包括支援センター運営協議会が必要と認めるときはできるようになります。

次に、別紙2をご覧ください。2点目の複数の地域包括支援センター圏域において、職員の柔軟な配置を可能とするについてですが、改正前は第一号被保険者（65歳以上の高齢者）の数が概ね3,000人以上6,000人未満ごとに、各地域包括支援センターにそれぞれ三職種を1名ずつ配置することとなっています。改正後は現行の配置基準は原則としつつ、市町村の判断により複

数圏域の高齢者数を合算し、三職種を地域の実情に応じて配置することを可能とするとなりました。ただし、その場合においても各包括2名以上は必ず配置することとなっています。下の図の例で説明しますと、左が現在の配置基準でそれぞれ三職種が各圏域に配置されています。改正後は、右の図は権利擁護など地域の課題がある右のセンターには社会福祉士を手厚く配置するため、左のセンターから、社会福祉士を移し配置、上のセンターは後方支援機能強化として、主任介護支援専門員を右のセンターから配置、左のセンターは2名以上は必ず配置という基準で2名といった形になっています。今回の改正は、包括支援センターの職員確保が困難となっているといった現状を踏まえた改正となっています。

本市としましては、今回の改正で配置基準の緩和がされましたが、原則は三職種の各1名配置は変わっておりませんので、引き続き、三職種の配置に努め、公平で適正かつ円滑なセンター運営に取り組んでまいります。

3の今後について、1年間の経過措置期間内で、今年の9月議会において条例改正を行い、令和7年4月1日施行予定としております。本日、条例改正前にこの検討委員会で報告させていただいたのは、この基準緩和を行う場合、地域包括支援センター運営協議会が認める場合とありますので、この検討委員会が運営協議会を兼ねていただいていることから、報告させていただきました。

以上です。

渡部委員長 ありがとうございます。それでは、委員の皆様、ただ今の説明に関して、ご意見、ご質問がありましたら発言をお願いします。

 実際に職員の方、三職種の方がみえますよね。そういう方たちの印象は、このように変わることにに関して「これは便利だな。楽になる。」などの声は出ているのでしょうか。

事務局（新） 三職種それぞれ1名配置の話はさせていただきますので、特にそのような声があるということは聞こえてきておりません。

渡部委員長 こちらで少しでも楽になれば、非常にいい改正だと思います。

他にどなたかご質問ありますか。

横山委員 三職種は、別紙１の資料の例は、社会福祉士を２名おいてそれを交替させているが、例えば保健師でもあるいは主任介護支援専門員でも同じことが言えるわけでしょうか。

事務局（新） 別職種でも可能です。

横山委員 別紙２の資料について、２つの圏域を包括していくとなると、１か所のところへ権限を置くことによって、その地域の責任を軽くしてしまうということになりはしないかと思いますが、言い過ぎでしょうか。

事務局（新） 決してそのようなことがないように努めていきたいと思います。基本的に地域包括支援センターは、中立・公平性を基に動いておりますので、そのようなことがないように努めていきたいと思います。

横山委員 市としてはそのようにおっしゃられるかもしれませんが、実際には法人に委託されていますよね。その法人がきちんと守ってくれるかどうかということはどう保障されますか。

事務局（新） 基本的には委託に出させていただいておりますが、基幹型として本庁の市役所の中にも１か所地域包括支援センターがありますので、そこところはきちんと平等に、公平に判断ができるような形で配置を促していきたいと思いますので、ご心配をしていただくことがないようにさせていただきたいと思います。

永田委員 地域包括支援センターが同じ法人で数カ所しているのであればうまくできるかもしれませんが、別々の法人が運営している場合、うまく給料の配分とかができないのではなかろうかと思いますが、できるのでしょうか。

事務局（前山） おっしゃられるとおり契約は、各地域包括支援センターでそれぞれ実施をしておりますので、委託料もその配置に基づいて実施しております。もし、この圏域の形を行う場合というのは、あくまで配置基準に基づいて委託料を出しておりますので、当然、年度途中になりますと、なかなか委託契約を締結した後となりますので困難な状況になってくると思います。

この移動というのは、あくまで配置基準それぞれの圏域で業務を行う中で、今現在の業務の状況もなかなか専門職は厳しい中で行っていますので、例えばこの圏域の1名がこちらの圏域へ移動したらいいのかというのもなかなか今の状況では難しいと考えております。また、同一法人が行った場合も委託契約としてはそれぞれと行っておりますので、年度の途中というのは委託料の計算もありますので行うのは困難だと考えております。

事務局（坂倉） 担当から申し上げましたとおり、三職種配置するのが原則となります。ただ今回、国が制度改正をするという中で対応するというので、津市も万が一の時に備えて条例改正をしておく、また万が一の時に備えてこの検討委員会の方でご審議いただいたうえで、配置換えが必要であればそのようにしていく。ただ津市としては、従来原則三職種を置いていただく。それにこちらにあるように何かこのような社会福祉士の支援が必要な部分、あるいは主任介護支援専門員の支援が必要な部分があれば、本庁の方に地域包括支援センターを置いておりますので、それぞれ専門の担当者がおります。それぞれの担当者がそれぞれの地域に出向いて支援ができる体制をしっかりと整えておりますので、そういった形で津市の場合は取り組んでいきたいというふうに考えております。

万が一のことに備えての条例改正、国から柔軟に対応できるというようにありまして、津市としても今回行っていきたいと考えております。基本的には三職種を揃えていただくということが大前提となります。

渡部委員長 わかりました。一番最初に地域包括支援センターの中で声が出ているかという質問をしましたが、今のところはないということ

ですね。三職種がスムーズに行っている。非常時にこういうことを相談してできるようにしたいということですね。

事務局（新） はい、そうです。

渡部委員長 わかりました。他にどなたがご意見、ご質問はありますか。
質問もないようですので、続きまして、事項３「地域包括支援センターの事業評価について」事務局の説明を求めます。

事務局（前山） 地域包括支援センターの事業評価について説明します。資料３をご覧ください。

１の「令和６年度地域包括支援センター事業評価について」です。本市では、国が策定した事業評価指標５６項目及び本市が独自に策定した事業評価指標７項目、計６３項目を用いて地域包括支援センターの事業評価を毎年１０か所の地域包括支援センターに対し、実施しております。以下、「センター」といいます。

次ページの別紙１をご覧ください。今年度のスケジュールとなっております。７月中旬から下旬にかけ、地域包括ケア推進室が各地域包括支援センターに出向き、事業確認を行い、評価結果についてはこの検討委員会で報告を行います。別紙２は評価指標６３項目の資料となっておりますので、参考に添付しました。

では、資料３に戻ってください。２の令和７年度地域包括支援センター事業評価指標の見直しについてです。国の事業評価指標５６項目について、令和６年度中に見直しが行われ、来年度から事業評価指標が改正される予定となっております。国の改正に合わせ、本市の独自評価指標についても、現行の７項目から１４項目への見直しを考えています。

別紙３をご覧ください。左の表は現在の市独自評価項目の７項目で、右の表が新たに考えております市独自評価項目の案となっております。赤字で記載している箇所が主な変更項目です。組織・運営体制等に２、３、４、５として、専門職や他のセンター職員の継続配置、センターの取組における重点項目が事業計画に明記されているか、センターにおいての個人情報保護マニュアルへの

漏えい時の対応責任者の明記がされているかなど、体制の評価項目を追加しております。

個別業務では総合相談支援業務として、7にヤングケアラー等家族介護者からの相談について、関係機関との連携ができているか、8は津市社会福祉協議会に委託し、配置されている生活支援コーディネーターと連携し、地域のネットワーク構築を行っているか、9では地域ケア会議を通じて地域課題の体系化、見える化ができているか、11では地域の課題を踏まえた介護予防教室等を啓発しているかの項目を追加しております。認知症施策として、13において認知症に関する事業を実施しているか、ただし、認知症サポーター養成講座や認知症カフェの事業は除いたものとして評価を行います。医療・介護連携として、14では津市在宅療養支援センターが進めております、ACP（アドバンスケアプランニング）人生の最期を迎えるときに、自分らしい生き方を決めておく取組に対して、周知啓発を行っているか評価を行います。以上の14項目への見直しを考えております。

資料3に戻ってください。4の現時点で見直しを示す理由ですが、改正後の事業評価指標に基づき、来年度の令和7年度の事業評価を実施することとなりますが、事業の評価は令和6年度の実施した事業に対するものとなるため、今年度に地域包括支援センターが事業実施を行うに当たり、市の独自評価指標の考えをあらかじめ、センターに示した上で事業を実施いただくため、検討委員会で報告させていただきました。

5の今後についてですが、令和7年度の新しい事業評価指標につきましては、国の改正事業評価指標が示された後、国の評価指標の考え方を踏まえ、今回お示しした市独自評価指標（案）の内容整理等を行った上で、改めて検討委員会にて諮らせていただきます。

以上で説明を終わります。

渡部委員長

ありがとうございました。地域包括支援センターの事業評価として、何項目か追加されること、細かく見ていこうということになるのだと思います。令和6年度の事業が評価されるため、今回

の検討委員会で上げないといけないということですね。それでは、委員の皆様、ただ今の説明に関して、ご意見、ご質問がありましたら発言をお願いします。

渡部委員長 特に意見も無いようですので、このような形で進めていただきたいと思います。続きまして、事項４の「その他」について、何かありますでしょうか。

渡部委員長 それでは、石川委員をお願いします。

石川委員 先ほど少し議論がありました地域包括支援センターで受ける相談の中で、要介護認定の相談の件ですが、申請から認定結果が出る前に、どうしても一定期間かかります。その間に、暫定的にサービスを利用した際の課題です。

介護認定の申請は、ほとんどがある程度急ぎです。その場合、すぐに介護のサービスの利用が必要な場合がありますので、認定結果が出る前に見込みの介護度で、暫定のサービスを利用される場合があります。こうした場合、認定結果が出るまでに日数がかかって申請のあった日に遡って介護認定がなされるため、認定結果が出るまでの暫定のサービス利用も介護保険の対象となります。

問題は、暫定サービスを利用していて認定調査をする前に、お亡くなりになった場合です。調査さえ終わっていれば、申請日に遡って認定されるのですが、調査が終わっていない場合、介護の必要度が調査がなくて分からないため、制度上、介護認定の結果を出すことができません。そのため、結果的に暫定利用したサービスが全額自己負担となってしまいます。もちろん、こうした死亡の場合だけではなく、暫定の介護度と最終の認定介護度が異なる場合も自己負担が生じる可能性があります。

現場では、事前に充分説明をいたしますが、このように、申請から認定結果が出るまでのタイムラグにより、自己負担が生じることがまれに起こります。現場を預かるものとして、対象者の方はもちろんですが、ケアマネさんやサービスを提供した事業所さ

んななどの関係者の方のお気持ちを考えますと、何らかの救済措置があってもいいのかなと思ってしまいます。こうしたケースは、数は多くないと思いますが、以前から全国的に同様の課題等が生じているともお聞きします。

細部にまで配慮された介護保険事業ですが、どうしてもこうした制度の狭間、あるいは制度の抜け穴のようなものがあります。基本的には国が対応すべき課題だと思いますが、現状では、国による対応策は取られておりません。また、一部の自治体では、独自に補助金という形で支給する制度を設けているという話をお聞きします。

検討委員会という場で協議いただく内容ではないかもしれませんが、現在の介護保険制度において、このような課題が現場ではあるというご紹介と、それから現場で困っている切実な思いを少しご紹介させていただきました。貴重な時間をいただきありがとうございました。

渡部委員長 ありがとうございます。現在津市では、介護認定の申請から結果までどれくらいかかっているのでしょうか。

事務局（永合） 申請をいただいてから結果が出るまでかなり遅くなっておりまして、2か月から3か月程かかっております。

渡部委員長 2、3か月あると状態が急変する可能性がありますよね。これに関して、津市としてどのようにお考えでしょうか。

事務局（永合） 先ほど石川委員からお話いただきました、要介護認定の申請をされて認定調査を受ける前にお亡くなりになられた方につきましては、お話のとおり暫定で受けられた介護サービスにつきましては、制度上保険給付できないということで全額自己負担になるということはこちらも認識をしております。これは介護保険の制度開始以来、このような課題があるということでありまして、本来おっしゃっていただいたように国の方で何らかの救済措置があってもよいのではと思いますが、現状そのような対応はなされて

いないところでございます。

認定調査に関しましては、例えば末期がん等事前にそういった情報を把握しておれば、こちらにも迅速に調査の対応をさせていただいているところではありますが、どうしても突然、急にお亡くなりになられるということもありますので、そういった方につきましては、お話しいただいたような事例が起こるということとなります。

先ほど他の自治体でということでお話しいただきまして、まずこちらとしましては、他の自治体の状況をどういった措置があるのかということに関しまして、どういった内容でどれくらいの方がいるのか対象となっているかを調査させていただいて、他市の事例を参考に進めていきたいと思っております。

渡部委員長

ありがとうございました。ここで決定するというわけにはいかないですが、何か救済措置があるといいですね。

横山委員

ちょっといいですか。非常に石川委員からいいお話を聞かせていただいたと思います。やはり住民の方は、要介護認定の結果が遅れることによって困難を抱えてしまうということが起こり得ると。実は私も今、家族に要介護認定者を1人抱えておりまして、ケアマネジャーから最近要介護認定の時間がかかるということをちょこちょこ聞かせてもらうので、どうなのでしょう。津市は要介護認定審査会の委員のグループを増やす計画はないのでしょうか。このことによって介護認定のスピードを早める可能性があると思いますがいかがでしょうか。

事務局（永合）

ご意見ありがとうございます。現状認定結果が遅れている原因は、認定審査会ではなく認定調査に時間がかかっているということでありまして、昨年度から取り組んでいるところですが、委託の調査が可能でありますので委託の調査を増やしているのが1つとなります。後、市の職員も調査に行くことができますので、調査を専門で行う会計年度任用職員を増やして調査を行っています。昨年度当初は2名でしたが現在4名体制で、市の調査も増や

して対応しておりますが、まだ完全には解消に至っておりませんが今後も取り組みを続けまして、早急な認定調査が出来るように取り組んでいきたいと思います。

また、審査委員を増やすということは、今現在考えていないところですが、今後高齢者の方で要介護認定者が増加していくというような状況となって、認定審査の件数が増えればそういったことも考えていく必要も出てくる可能性があります、現段階では審査委員を増やすということは考えておりません。

渡部委員長 ありがとうございました。

横山委員 調査員が足りないということですか。

事務局（永合） そうです。調査員が足りないということで、先ほど申し上げましたようにいろいろな方法で取り組んでいるところでございます。

渡部委員長 審査会に対しては、津市の医師会としてはなかなか手がなくて、これ以上審査会を増やすというのは難しい。今減らすのをお願いしている状態です。審査会自体を考える、人数とかを考える必要がある。今の体制のまま増やすのはなかなか難しいと思います。

認定調査員の方が問題だということですのでよろしくお願いします。

横山委員 認定調査員が足りないのであれば、委託の数を増やすのはどうでしょうか。最近、介護支援専門員の資格を持ちながら仕事をしていない人もいるという声も聞きますので、そこらへんが検討課題ですね。

渡部委員長 ありがとうございます。調査員を増やす、お願いできる場所を探して行ってほしいと思います。それではその他何かありますでしょうか。

事務局（長谷川） 津市緊急通報装置事業につきまして、先の検討委員会において

ご意見をいただき、本年４月から住民税課税世帯も対象者に加えて事業の拡大を図っております。この度、事業委託契約が完了しましたので、その内容についてご報告させていただきます。

事業委託業者ですが、指名競争入札により国際セーフティ株式会社三重支店に決定しました。前年度と同業者となっています。

契約金額は、緊急通報装置１台 税込み月額２，５７４円、リズムセンサー付のオプション設定がある場合 税込み月額２，９０４円。住民税課税世帯の利用者の自己負担額は、約半額となりまして、緊急通報装置１台 税込み月額１，３００円、リズムセンサー付 税込み月額１，５００円となります。

緊急通報装置の機器入替は４月から半年間かけて、今までご利用いただいている方全ての機器入替を順次行っておりまして、それに加えて住民税課税世帯の方の申し込みも受け付けしながら機器の設置の対応を行っている状況です。

事業拡大に係る周知につきましては、４月に各地域包括支援センター・各在宅介護支援センター・各総合支所などの関係者で構成されています高齢福祉連絡会議での説明や関係機関へのメール案内、市民には広報津・ホームページでお知らせしています。

報告は以上となります。

渡部委員長 ありがとうございました。緊急通報装置事業が着実に進んでいるということだと思います。それではその他何かありますでしょうか。

事務局（鈴木） 一点、事務局からご連絡させていただきます。

本委員会の委員の任期でございますが、本委員会の委員の任期は、３年となっており、令和６年９月末までが現委員の任期となります。

１０月の委員の改選につきましては、８月１日から委員の一般公募を行うとともに、現在、委員のご推薦をいただいております各団体様に対しまして、８月頃に新委員の推薦依頼をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

渡部委員長 ありがとうございました。

それでは、委員の皆様、貴重なご意見ありがとうございました。
これを持ちまして、本日の津市介護保険事業等検討委員会を終了
します。

委員の皆様には、お忙しい中、長時間ありがとうございました。

事務局（土田） 渡部委員長ありがとうございました。また、委員の皆様には、
長時間にわたりましてご審議をいただき、ありがとうございました。
た。

最後に、健康福祉部長より委員の皆さんに一言ご挨拶させていただきます。

【健康福祉部長挨拶】

事務局（土田） 本日はどうもありがとうございました。これにて、終了させて
いただきます。